

平成 27 年 第 9 回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 27 年 9 月 14 日 開会

平成 27 年 9 月 14 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成27年 第9回定例会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成27年9月14日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第10号 教育長の一般経過報告について
 - 2 議案第65号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について
 - 3 議案第66号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について
 - 4 議案第67号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	大 橋 弘 道
委 員	渡 邊 律 子
教 育 長	舛 甚 和 俊

教 育 部 長	名 和 田 勉
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
指 導 室 長	兼 平 晃 成
学 校 給 食 課 長	町 田 隆
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	相 河 学
教 育 施 設 課 長	坂 口 暢 明
子 ど も 課 長	所 美 穂 子
図 書 館 長	勝 田 真 澄
緑陵高等学校事務長	川 原 卓 也
事務局学校教育課総務係長	武 田 弘 毅
事務局学校教育課総務係	虎 谷 淳

午後 3 時 0 0 分 開会

○武蔵委員長 ただ今から、平成 27 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いします。

初めに、日程番号 1、報告第 10 号 教育長の一般経過報告について 説明をお願いします。

○舛甚教育長 平成 27 年 8 月 10 日から 9 月 7 日における事務処理の概要について、ご説明申し上げます。

8 月 10 日、学校教員の採用二次検査の面接に行っていました。

11 日、栗沢中 2 年の谷川さくらさんが、ヒップホップダンスの全国大会で 2 位になったことの結果報告に来ました。

また、中体連の結果については、11 日と 19 日に報告がありまして、団体では、剣道、軟式野球、男子・女子のバレーボールの 4 つの団体が全国大会に出場することになりました。それから、個人では、陸上競技で明成中の中山さんと、バドミントンで東光中の桜本さんが出場いたします。

17 日、ピアノの全国決勝大会に、10 名の子どもたちが出場するというので報告に来ました。

岩見沢の子どもたちは本当に活躍されていて、27 日には、第 17 回フレデリック・ショパン国際ピアノコンクールという 5 年に 1 度の大きな大会に、木村友梨香さんが出場されるということで、その報告に来ました。

また、吹奏楽では、南小、光陵中、栗沢中が、それから、合唱では緑中がそれぞれ全道大会に出場するため報告に来ました。

29 日、第 28 回のウォーキングマラソンがありまして、132 名の参加がありました。

遠くは根室市から来られたということです。

以上でございます。

○武蔵委員長 ただ今、教育長から一般経過報告がございました。

これにつきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 特にないということですので、この報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○名和田教育部長 私のほうから、議案第 65 号から 67 号まで、一括して説明いたします。

議案第 65 号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について。

平成 27 年 10 月 15 日をもって、現委員の 2 年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第66号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について。

平成27年10月19日をもって、現委員の2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第67号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について。

普通科に普通コース及びスポーツ総合コースを設置することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上です。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、日程番号2、議案第65号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○相河生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第65号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

来月の10月15日をもちまして、任期満了となります、岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱についてご審議をいただくものでございます。

7月の定例会で、委員の選出方法についてご協議をいただいたところでございますが、委員名簿案のとおり、10名を選出いたしました。

まず、郷土史や歴史文化などの分野に考慮いたしながら、知識経験者として尾崎和男氏、土谷聖一氏、中島孝子氏、久保進氏、村田文江氏、谷本晃久氏、近藤寛氏、そして建造物の専門として建築家の青山哲夫氏、の計8名を継続しての選出といたしました。

残りの2名につきましては、一般市民からの公募を行いましたところ、5名の方から応募をいただきまして、選考委員会での審査の結果、上限枠でございます2名を選出することといたしました。

1人目は、9番の平瀬春吉氏で、再度の応募による継続の選出でございます。

平瀬氏はほっかいどう学を学ぶ会で、活動されている方であり、文化財の認識や保存の必要性を深めることが大切、町内会や地域と文化財との関わりを進める手立てが課題との意見がございました。

もうひとかたは、10番の星野武治氏で、神社・仏閣・文化財などに興味があり、全国各地を巡っているという方でございます。

岩見沢市の歴史的遺産や文化財のリストアップ化を進め、市民をはじめ道内外に発信することが重要との意見がありました。

以上、継続委員9名、新任委員1名を選出いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

○武蔵委員長 はい、ただ今、議案第65号についての説明がありました。

7月に協議した内容で進めていただいております。

委員の皆様から、ご意見ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

5名も応募があったということで、興味を持っていただけるのは非常にありがたいと思います。今回選出に漏れた方も、なんらかの形で協力してもらえればお願いできればと思います。

それでは、ご異議がないということでございますので、議案第65号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、日程番号3、議案第66号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○相河生涯学習・文化・スポーツ振興課長 ご説明申し上げます。

来月の10月19日をもちまして、任期満了となります、岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について、ご審議をいただくものでございます。

7月の定例会で、委員の選出方法について、ご協議をいただいたところでございますが、委員名簿案のとおり、13名を選出いたしました。

初めに、社会教育関係者につきましては、社会教育委員の中から、高岡いづみ氏と尾崎和男氏の2名、学校教育関係者につきましては、校長会から河原政志氏の1名、学識経験者として、教育大学岩見沢校から、水田香氏と三橋純予氏の2名、地域文化団体からは、岩見沢文化連盟の黒滝賢榮氏と栗沢町文化協会の大高正雄氏の2名、市民会館利用団体からは、岩見沢民謡連合会の内田克雄氏と裏千家淡交会岩見沢支部の佐藤展子氏、岩見沢短歌会の佐藤和子氏、コールアイリスの大垣内恵子氏、岩見沢市和太鼓連絡協議会の高橋勝徳氏の5名を選出しております。

一般市民からの公募を行いました2名枠につきましては、1名の方からの応募をいただきまして、選考委員会での審査の結果、13番になります、藤田淳子氏を再度の応募による継続の選出といたしました。

藤田氏からは、市民会館は設備がよく、大きな催しや講演等の様々な人たちに利用されており、さらにもっとたくさんの市民の方が来場するようPRをとの意見がございました。

以上、継続委員11名、新任委員2名を選出いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

○武蔵委員長 はい、ただ今議案第66号についての説明がございました。

これにつきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問があれば、お願いしたいと思います。特にありませんか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第66号につきましては、原案のとおり決定といたします。

今、決定された両委員会委員の皆様については、ご高齢となってきたことが心配されます。もちろん、今現在はお元気であるとは思いますが、今回の任期が終了する時にはどうなのかということを見据えながら、2年間考えていただけたらと思います。

続きまして、日程番号4、議案第67号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について

を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○川原緑陵高等学校事務長 それでは、岩見沢市立高等学校学則の一部改正についてご説明いたします。

現在、4間口あります普通科に、3間口120名定員の普通コースと1間口40名定員のスポーツ総合コースを設置することとし、所要の改正を行うものでございます。

新旧対象表でご説明したいと思います。現在第2条に、学科の定員表がございますが、その第2項といたしまして、「普通科各学年の生徒定員のうち、それぞれ120人は普通コースの生徒定員、40人はスポーツ総合コースの生徒定員とする。」を加えたところであります。

続きまして、入学願書の様式変更になります。

表の中の出願者及び保護者署名の下の出願課程の欄ですが、現在出願学科1学科を書くことになっておりますところ、第1志望、第2志望に分けてございます。

これはスポーツ総合コース、普通コースをそれぞれ第1志望、第2志望として選べる形をとったことによる様式変更でございます。

本日、机上に配布させていただきました別紙になりますが、平成28年度一般入学者選抜における出願できる学科ということで、例として、1番上の欄で説明させていただきますが、普通科を志望する場合、第1志望として普通コースを選ぶ、第2志望としてスポーツ総合コースを選ぶ、さらに1番右の欄ですが、第1志望及び第2志望の学科以外への入学希望ということで、例えば情報コミュニケーション科を志望できる形になってございます。

以下、上段は普通コースを第1志望とした場合、中段がスポーツ総合コースを第1志望として普通科なり、情報コミュニケーション科を希望する場合の記載例になります。

一番下の、情報コミュニケーション科を第1志望とする場合では、第2志望はございませんので、第1志望欄は情報コミュニケーション科ということで、第1志望及び第2志望の学科以外への入学希望の欄に普通コースかスポーツ総合コース、いずれかのコースを記載してもらうような形になってございます。

次に、附則の欄になります。

施行期日ですが、入学願書につきましては、平成27年度中に入試がありますので、公布の日からとしており、議案の議決後施行することとしております。

ただ、実際のコース設定につきましては、平成28年度入学生から適用することとなりますので、施行期日は平成28年4月1日からとなります。ただし、現在の1年生と2年生につきましては、コースを設定するわけではございません。平成28年度については2年生と3年生、平成29年度につきましては、3年生は従前のおりの普通科ということでございます。そのための経過措置として設定させていただきました。

議案の説明は、以上でございます。

なお、この学則改正をご承認いただきましたら、入学者選抜の方法も一部変わってきます。従前は道教委に準じていたわけですが、新たに、お手元に高等学校入学者選抜の手引ということで、配布させていただきましたので、こちらは後ほどその他のところでご説明させていただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、議案第67号についての説明がございました。

この件につきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問があれば、お願いしたいと思えます。

スポーツ総合コースを置くにあたって、学則を改正するものです。施行は平成28年4月1日ですが、それに間に合うように生徒の募集をかけるには、すぐにいろいろな作業をしなければならないということです。

よろしいですか。

皆さんご異議がないということでございますので、議案第67号につきましては、原案のとおり決定といたします。

折角なので、議案ではございませんが、関連して配布されています入学者選抜の手引について、説明を簡単にさせていただければと思います。

○川原緑陵高等学校事務長 それでは、説明資料といたしまして、お手元に「平成28年度岩見沢市立高等学校入学者選抜の手引」と相関表、○×表がお手元にあるかとございますが、これに基づきましてご説明させていただきます。

まず、この入学者選抜の手引を1枚めくっていただきますと、一般入学者の選抜実施要項並びに推薦入学者選抜の実施要項が記載されてございます。

昨年度までは、道教委が定めた、道の選抜実施要項に準じた取り扱いをするということで、独自の設定はしてございませんでした。

この度、スポーツ総合コース、普通コースを設定するにあたって、従前のおり道に準じるということでは、分かりにくいいため、新たに入学者選抜実施要項を定めることといたしました。

ただ、内容につきましては、混乱を招かないように道教委と協議をしてきたところがございます。その調整もほぼ済みましたので、ご説明させていただくところでございます。

それでは、主に従前と取扱いが異なる部分について、ご説明いたします。

まず、一般入学者選抜実施要項ですが、1、募集人員、2、出願資格、3、出願できる高等学校につきましては、変更はございません。

4の出願できる学科につきましては、先ほどご説明しました、出願できるコースという形でございます。

5、出願の受付については変更ございません。

6、出願の手続につきましては、先ほどの学則改正で入学願書が変更されたことに伴いまして、記載方法について新たに明記することといたしました。

7の出願状況の発表につきましては変更はございません。

8の出願変更についてですが、お手元の○×表が出願変更できる相関図となっております。

コース設定はしておりますが、あくまでも普通科の範ちゅうということで、大学科から大学科への変更になっております。

普通コースとスポーツ総合コースの間の変更は可能です。それ以外につきましては、従前と大きな変わりはありませんが、例えば、商業に関する学科としての情報コミュニケーション科からは、普通科には変更できず、あくまでも商業に関する学科のほうへ出願変更ができるという形になってございます。

他から本校に来る出願変更パターンも、これと同じような形になっておりますので、基本的には、普通コース、スポーツ総合コースと分けましたが、形としては、従前と入れ替わったところはありません。

出願変更願につきましては、手引の7ページ、8ページ、9ページに様式を掲載させていただきました。

道立、その他の市立から緑陵高校へ出すパターン、反対に、緑陵高校から道立に変更するパターン、そして、本校内で変更するパターンという3種類の様式を調製させていただきました。

次に、9の学力検査、10の面接等以下17の道外からの出願者の手続に関しましては、従前と変更はございません。

18、学力検査の得点の口頭による開示、こちらも取扱いとしては、何も変わるものではございませんが、道が要綱を定めていますことから、岩見沢市立高等学校入学者選抜学力検査結果の開示に関する要綱を別途定めることとしております。

これにつきましては、過去にほとんど事例はありませんが、学力の点数については本人確認のうえお見せするというもので、従前から道立高校も同じ形でやっているものです。

19、教育委員会への報告、20、その他については取扱いに変更はございません。

10ページをご覧ください。

推薦入学の要項になります。

1、対象学科につきましては、内容の変更はありません。

2、推薦による入学者の範囲では、スポーツ総合コースにつきましては、50%程度とすることとしております。

3、出願資格、4、出願の受付についても変更はございません。

5、出願の手続につきましては、一つのコースのみ出願できることとしております。

6の出願状況の発表から11の合格内定者数の発表までにつきましては、取扱いに変更はありません。

12、再出願ですが、一般の出願変更と同様に、様式を再出願先に応じて3様式設定しております。

様式につきましては、14ページ、15ページ、16ページに道立と本校の関係と、本校内での再出願の様式を3種類調製させていただいております。

それから、17ページをご覧ください。

学校裁量についての実施予定一覧表になります。

これは、従前のものにスポーツ総合コースを加えたことと、スポーツ総合コースを志望した場合、実技試験を課すということで、記載させていただいております。

以上、実施要項等の説明でございます。

学則の改正が済みましたら、道教委もそうですし、札幌市、知内町教委、それから羽幌町教委が、同じような形の要項を作成することになります。

いずれの教育委員会も、今月中を目途に教育長決定ということで要項を定めることとしております。本校につきましても、学則改正を承認いただきましたので、これから教育長決定ということで、要項を定めさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございました。

委員の皆様から、質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、その他に移ります。

委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 なければ、事務局のほうから、何かございますか。

図書館からPR等なかったでしょうか。

○勝田図書館長 PRは特にございません。

ただ、10月に蔵書点検のため10日間ほどお休みしますので、それに向けてお客様に気持ちよく使っていただけるような工夫をさせていただいております。

○武蔵委員長 その他ございませんか。

なければ、10月の定例会の日程についてです。

第3火曜日は10月20日になりますが、事務局の都合により、10月22日木曜日に開催したいということです。時間は午後3時からとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、来月の定例会については、10月22日木曜日の午後3時からとし、会場はであえーる岩見沢の会議室1ということで決定をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。

午後3時29分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員